天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和４年１２月８日（木）午後１時55分～午後２時25分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ａ　会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　君　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　君　　　　　　　　４番　　榎堀　秀樹　君

５番　　藪内　清光　君　　　　　　　　６番　　藏本　純次　君　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　君　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　君　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗　君　　　　　　　　10番　 松井　義憲　君

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　君　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏　君

前栽地区　　庄司　茂治　君　　　　　井戸堂地区　　松本　和成　君　　　　　二階堂地区　　松本　淸一　君　　　　朝和西部地区　　野田　潤一　君

朝和東部地区　　南浦　康男　君　　　　　　柳本地区　　杉田　義正　君

　櫟本地区　　奥出　善嗣　君　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦　君

・事務局職員　局長　　奥田　　彰　 　　　　　主幹　　藪　　英一

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　農地法第４条の規定による許可処分の取消願について

議案第５号　　その他

　　　　　　　市街化区域の専決処分について（報告）

事務局長（奥田彰君）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。定刻の時間より早いですが、皆様お揃いですので、ただ今より12月定例委員会を開催いたします。

本日出席の農業委員は９名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲君）

今年最後の委員会となりました。今年１年間色々とご協力賜りましたことこの場を

お借りして御礼申し上げたいと思います。

　振り返りますと、今年もコロナに振り回されました。また、ウクライナの情勢によりまして農業者を含め大きな影響が出ております。そのような１年でありましたが、

来年は我々の任期もあと半年ですので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、12月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただけましたので、４番　榎堀委員と、８番　川畑委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲君）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」10件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番、２番は同時申請で、新規就農を事由とする所有権移転売買です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番、２番表記のとおりです。

新規就農ですので、11月24日に、松井会長と地区担当の川畑副会長、庄司推進委員、事務局職員とで新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は64歳で、定年退職後に上総町の実家近くに戻ってこられ、自宅近くの申請地を購入して米作りをしたいとのことです。元々実家は農家ですので、子供のころから農業に携わっており、これまでも実家の田を耕作していたとのことです。営農計画ですが申請地は自宅から歩いて300ｍほどの距離です。年間耕作日数は200日程度、必要な農業機械は所有しています。また、今年から村の協議費も支払っております。

面接を務められた川畑副会長と庄司委員からは、事前に申請農地を確認いただいており、ヒアリングの内容からも新規就農者としても問題もないとご判断いただきました。また、会長より今後は地元の担い手として頑張ってくださいと述べられました。

新規就農でございますので許可後５年間の営農規制が適用されます。当該農地について、５年以上継続して耕作し、その間転用等をしない旨の営農誓約書を添付していただいております。

３番申請は、譲渡人からの要望を事由とする所有権移転売買です。

場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転売買です。

場所の地図は、議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

５番申請は、譲渡人が遠方で耕作できないこと及び譲受人の経営拡大を事由とする、所有権移転売買です。場所の地図は、議案書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

なお、下限面積の関係で譲受人には３年間の営農誓約書を添付していただいております。

６番、７番は同時申請で、親子間での農地の贈与です。

場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番、７番表記のとおりです。なお、下限面積の関係で譲受人には３年間の営農誓約書を添付していただいております。

８番、９番、10番は同時申請で、耕作面積の拡大を事由とする使用貸借です。

場所の地図は、議案書の７、８ページです。

申請地及び使用借人、使用貸人の世帯の耕作面積は８番、９番、10番表記のとおりです。なお、下限面積の関係で使用借人には３年間の営農誓約書を添付していただいております。

以上、10件の申請は、天理市農業委員会が定める下限面積（耕作面積）の2,000㎡も超え、また、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第２号　農地法第５条に関する許可申請２件について説明させていただきます。

議案書９ページをご参照願います。申請につきまして、令和４年11月30日に、𠮷田副会長と共に農地現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、農家の分家住宅を転用目的とする親子間の使用貸借権の設定です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、また転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、10ha以上の規模の農地の区域にある第１種農地でありますが、住宅等日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるという例外事項に該当し転用可能と考えます。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

２番申請は、青空資材置場を転用目的とする所有権移転売買です。資料番号２の農地現地調査表も併せてご覧ください。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、また転用理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、JR柳本駅からの宅地化率で算出する第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地がなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画２件について

説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

１件目と２件目を一括で説明させていただきます。

利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

　次に、議案第４号「農地法第４条の規定による許可処分の取消願について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第４号　農地法第４条の規定による許可処分の取消願について説明させていただきます。資料番号３をご参照願います。申請地、地目、面積等は資料番号３のとおりとなっております。

本申請は、平成３年４月９日付で農地法第４条の転用許可がおりたものですが、転用されないまま現在に至り当時の申請人も亡くなりました。この度申請人の相続人より申請地の現状は畑のままなので、許可処分の取消願が出されました。

　資料の写真にありますように畑として利用され、今後も転用予定はありません。また、当時の転用許可書も原本のまま返却されており、登記事項証明書の権利関係や地目の変更された履歴がないことを確認しております。

　以上のことから、本人の申出通り許可処分の取消について問題はないと考えます。

転用許可当時、農業委員会としてのご審議を頂き許可されましたので、処分の取消につきましてもお諮りさせていただきます。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第４条の規定による許可処分の取消願について、申請内容のとおり県へ進達いたします。

　次に、議案第５号　その他「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第５号　その他　令和４年11月分の市街化区域転用の届出について、ご報告いたします。資料番号４をご参照ください。

令和４年11月の市街化区域 転用届出といたしまして５条届出は、青空駐車場１件　675㎡でした。市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告ありました、11月分市街化区域の専決処分について、何かご意見、ご

質問はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

　それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰君）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・農業委員への女性委員の登用促進について

・農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会について

・第27回「北和の農を考えるつどい」開催について

議長（松井義憲君）

それではこれをもちまして12月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ４年　１２月　９日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員